

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和4年3月1日（総22年21号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が3月7日まで延長されました。
- バリ州やジャカルタ首都圏等の主要地域・都市の活動制限レベルは3のままとされました。

1. 2月28日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を3月7日まで延長する旨の内務大臣指示（2022年13号）を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、ジャカルタ首都圏、西ジャワ州のバンドン市やカラワン県、バリ州、ジョグジャカルタ特別州、中部ジャワ州スマラン市、東ジャワ州スラバヤ市等の活動制限はレベル3のままとされました。また、バンテン州チレゴン市、西ジャワ州スカブミ市、中部ジャワ州サラティガ市が新たにレベル4に引き上げられました。

レベル4：バンテン州チレゴン市、西ジャワ州のチレボン市、スカブミ市、中部ジャワ州のテガル市、サラティガ市、マゲラン市、東ジャワ州マディウン市

レベル3：ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ボゴール県・市、デポック市）、西ジャワ州のバンドン市、カラワン県、中部ジャワ州スマラン市、ジョグジャカルタ特別州、東ジャワ州スラバヤ市、**バリ州** 等

3. ジャワ・バリの活動制限レベル3の内容に変更はありません。従来の活動制限の内容については、2月9日付けの当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100300035.pdf>）や2月16日付けの当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100302571.pdf>）を参照してください。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、インドネシア国内の感染拡大の状況等には充分注意し、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。